

様式第1号（第4条関係）

パブリックコメントによる意見募集案件公表書

1. 案の名称	朝来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)
2. 案の概要	令和8年度から全ての自治体で、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施することが義務付けられました。改正後の児童福祉法では、乳児等通園支援事業の設備や運営に関する基準について、市が条例で定めることとされていることから、令和8年度からの適正な事業実施に向け、朝来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものです。
3. 意見募集の趣旨と実施機関の考え方	市民等の皆様からのご意見を募集するとともに、乳児等通園支援事業の実施についての周知を行います。
4. 募集期間	令和7年7月7日 ～ 令和7年8月6日
5. 案の配布場所等	【案の閲覧及び配布場所】 ・こどもみらい部こども園課及び各支所の窓口 【ホームページ掲載】 ・市のホームページに掲載
6. 提出方法	・郵便又は持参による場合 <u>送付先 朝来市役所こどもみらい部こども園課</u> ・ファクシミリによる場合 <u>送付先 079-672-4934（こども園課あて）</u> ・電子メールによる場合 <u>送付先 kodomoikusei@city.asago.lg.jp</u> ※いずれの場合も別紙様式第2号により提出してください。
7. 意見・市の考え方等の公表予定時期	令和7年8月中旬頃
8. 実施機関（担当課等）	こどもみらい部こども園課
9. 留意事項	・意見を提出していただく際は、氏名、住所等を記載してください。 ・いただいた意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
意見等を提出できる方	・市内に住所を有する人 ・市内の事業所に勤務する人又は市内の学校に通学する人 ・市内において事務所又は事業所を有する個人及び法人 その他の団体で事業活動を行っているもの ・パブリックコメント手続に係る案件に関し利害関係を有するもの

朝来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)の概要について

1 条例制定の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、保育所等に通園していない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が導入されました。

事業を実施するには、設備や運営に関する基準について、国が定める基準をもとに市が条例を定め、その基準に適合する者に対して認可をする必要があるため、令和8年4月からの事業実施に向け、「朝来市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定します。

2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

利用対象者	保育所等に通園していない0歳6か月から満3歳未満の子ども
対象者の認定	居住する市町村の認定 ※利用者からの申請必要
利用時間	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位で利用
利用料	事業所が直接徴収することを想定
利用方法等	定期利用及び自由利用 契約は事業所との直接契約 ※利用にあたっては国の「こども誰でも通園制度総合支援システム」の活用を検討
実施場所	保育所、認定こども園等
実施方法	一般型：施設の空き定員に限らず、一定数の子どもを受け入れる 余裕活用型：施設に空き定員がある場合、空き定員の範囲内で実施する

3 条例について

(1) 条例で定める基準の類型

条例で定める基準は、児童福祉法第34条の16第2項に基づき、次の2つに分類されます。

類 型	基準の対象となる事項
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する。必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの

(2) 条例で定める基準の事項

従うべき基準	参酌すべき基準
安全計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの職員の基準、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、虐待等の防止、食事、秘密保持等、乳児等通園支援事業の区分、職員、乳児等通園支援の内容、設備及び職員の基準	最低基準の目的、最低基準の向上、最低基準と乳児等通園支援事業者、乳児等通園支援事業者の一般原則、乳児等通園支援事業者と非常災害、乳児等通園支援事業者の職員の一般条件、乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備の基準、衛生管理等、乳児等通園支援事業所内部の規程、乳児等通園支援事業所に備える帳簿、苦情への対応、設備の基準、保護者との連絡、電磁的記録

(3) 条例の考え方

条例の制定においては、実情に応じて国と異なる基準とする合理的な理由はないことから、国が定める基準を基本にとらえ、全ての項目について国の方針のとおりとし制定します。

※国が定める基準とは

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)

(4) 施行期日

公布の日から施行